

社会人長期履修制度について

京都府立大学大学院

京都府立大学大学院では、平成27年度入学生から社会人長期履修制度を導入しました。

◆長期履修制度とは

長期履修制度は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限(2年又は3年)を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合に、その計画的な履修を認める制度です。

具体的には、仕事や家事・育児・介護等との兼ね合いにより、標準修業年限在学する学生よりも1年間又は1学期間に修得できる単位数や研究・学習活動への時間が限られ、標準修業年限中には単位修得や論文作成が困難となる場合、長期の在学期間を計画的に設定して履修することができるものです。

授業料の総額は、標準修業年限で修了する場合と同じですが、許可された長期履修期間で分納することになりますので、通常の授業料に比べて、年額が低くなります。

1) 長期履修の期間

標準修業年限を超えて一定の期間わたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間は1年を単位とし、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を限度とします。

なお、在学年限は、博士前期課程は4年、博士後期課程は6年となっていますので、この年限を超えて在学することはできません。

2) 申請資格

長期履修を希望することができる者は、社会人特別選抜制度による選考の上、社会人学生として入学を許可された者で、次のいずれかに該当する者です。

- (1) 企業・団体等に在職し、標準修業年限で課程を修了することが困難な者
- (2) 家事・育児・介護への従事により、標準修業年限で課程を修了することが困難な者
- (3) その他やむを得ない事情により、標準修業年限で課程を修了することが困難な者

3) 申請手続き

長期履修を希望する場合は、計画、履修・修学等に関して、出願前の事前面接時に面接教員と相談の上、長期履修許可願(別紙様式1)を、入学手続きの日までに次頁の提出先に提出してください。

なお、長期履修期間の延長は認められませんので、期間の設定は慎重に行ってください。

- (1) 長期履修理由は、その必要性を、できるだけ具体的に記載してください。
- (2) 長期履修計画は、初年度から各年度毎の、授業科目の履修及び研究計画などを具体的に記載してください。記載欄が不足する場合には、別紙として添付いただいても結構です。
- (3) 面接教員の所見欄は、提出後に使用するものですので、空欄で結構です。

4) 期間の短縮

長期履修は、認められた期間での計画的な履修が本旨ですが、事情がある場合には、長期履修期間の短縮をすることができます。

期間は1年単位で、標準修業年限(2年又は3年)を下回ることはできません。

短縮を希望する場合は、長期履修期間短縮許可願(別紙様式2)を、短縮された場合に修了を予定する年度に先立つ年度の2月1日から2月末日までの間に提出してください。

- (1) 履修期間短縮理由は、できるだけ具体的に記載してください。
- (2) 短縮後の履修計画は、これまでの履修状況と年度毎の短縮後履修計画を具体的に記載してください。記載欄が不足する場合には、別紙として添付いただいても結構です。
- (3) 指導教員の所見欄は、提出後に使用するものですので、空欄で結構です。

5) 許可の取消

虚偽の申請や長期履修を行わせることが適当でないと認められた場合は、長期履修の許可を取り消すことがあります。

6) 授業料の額

長期履修を認められた期間の授業料は、以下のとおりです。

口座引き落としにより、各年度、前期と後期の年2回の分納となります。

- (1) 博士前期課程については、長期履修の期間により
 - ・ 3年間の場合は、年額357,200円
 - ・ 4年間の場合は、年額267,900円
 - (2) 博士後期課程については、長期履修の期間により
 - ・ 4年間の場合は、年額401,850円
 - ・ 5年間の場合は、年額321,480円
 - ・ 6年間の場合は、年額267,900円
- (参考) 標準履修の場合は、博士前期・後期とも年額535,800円

* 長期履修期間の授業料の総額は、標準履修の場合と同額となります。

* 長期履修期間の短縮が認められた場合は、授業料の額も変更となります。

- ・ 変更前と変更後の差額を、短縮が認められた年度に一括して納付いただきます。負担金額が一時的に大きくなりますので、ご注意ください。

例) 博士後期課程: 6年計画を5年計画に短縮(4年次の2月に申請)

5年次の年額 321,480円

差額の納付額 214,320円 (= (321,480 - 267,900) × 4)

* 金額は改定される場合があります。

* 在学中に授業料の改定が行われた場合は、改定時から新授業料を適用します。

◆申請書提出先・問い合わせ先

学務課教育研究支援係	文学研究科担当	(075-703-5117)
	社会科学研究科担当	(075-703-5169)
	生命環境科学研究科担当	(075-703-5186)
	食の文化学位プログラム担当	(075-703-5179)

* 長期履修の計画等、履修・修学等に関するものは、出願手続時の面接教員にご相談ください。

別紙様式 1

長期履修許可願

年 月 日

京都府立大学大学院〇〇研究科長または食の文化学位プログラム長 様

〇〇研究科〇〇専攻
 または食の文化学位プログラム
 受験番号

氏名 ㊟

下記のとおり長期履修を、許可くださるようお願いします。

記

入学年度	年
長期履修期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年間)
現住所	〒 Tel
勤務先(職種)	()
勤務先所在地	〒 Tel
【長期履修理由】	
【長期履修計画】	

【出願手続時面接教員の所見】

教員氏名 ㊟

別紙様式2

長期履修期間短縮許可願

年 月 日

京都府立大学大学院〇〇研究科長または食の文化学位プログラム長 様

〇〇研究科〇〇専攻
 または食の文化学位プログラム
 学籍番号

氏名 ㊟

下記の理由により、長期履修期間を短縮したいので、許可くださるようお願いします。

記

入 学 年 度	年 度
許 可 済 の 履 修 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (年間)
短 縮 後 の 履 修 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (年間)
【履修期間短縮理由】	
【短縮後の履修計画】	

【指導教員の所見】

指導教員氏名 ㊟